



社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277

FAX: 03-3526-4276

担当: 広林

改正労働契約法と企業の対応状況



平成25年4月より労働契約法が改正され、有期労働契約について新たなルールが加わります。今回のあおぞらレターは、この改正の中の「無期労働契約への転換」についての各企業の対応状況についてご案内いたします。

●改正労働契約法の ～無期労働契約への転換～

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが新設されました。

通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する労働契約が対象です。

※詳しい内容は『あおぞらレター108号』をご覧ください。

これに対し各企業の対応は…

●福岡経営者協会調査 改正労働契約法への対応

・5年以下で雇用契約の運用をせざるを得ない

→ 約3割

・5年以下で雇止めを行い、無期転換への雇用を抑える

→ 約4割

【対応のポイント】

●現在は、地域や企業により対応の動きに違いあり。

●1年更新の契約の場合、無期転換の申し込みの可能性は早く5年後。

早急に対応方法を決定せず、3～4年を目途に、他社の動向などを見ながら、自社の有期労働者の活用方針に基づき、対応を決定しましょう。

調査は昨年10～11月、今後の雇用・賃金対策などの参考とするために同経協会員企業374社に実施したもの。137社（36.6%）から有効回答を得ている。産業別にみると、製造業40社（29.9%）、非製造業97社（70.8%）で、3000人を超えて反復更新される人未滿規模が6割を占めた。契約社員やパートタイマーなどの有期契約労働者を「雇用している」と回答した企業は91.2%と9割を超えている。それによると、今年4月から有期労働契約が574.8%と3分の2を上

有期更新は「慎重に」 改正無期転換制施行へ対処

福岡経協

福岡県経営者協会（長尾亜夫会長）は、有期雇用法制の規制強化が企業に与える影響を調査した。有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換する仕組みについて「契約更新に慎重にならざるを得ない」と回答した企業が7割を超え、「5年以下で雇用契約の運用をせざるを得ない」も3割と少なくなかった。実際に、「5年経ったら優秀な社員は無期労働契約へ移行する」が5割強に上る一方で、「5年以下で雇止めを行い、無期雇用への転換を抑える」が4割弱と雇止めの増加が見込まれる結果となっている。

4割が5年以下で雇止め

「5年以下で雇用契約の運用をせざるを得ない」(31.7%)と無期雇用を抑制する動きもめだち、「人件費への影響は避けられない」(23.8%)や「契約社員やパート社員を採用抑制は避けられない」(16.8%)と併せて人事政策の大幅な変更が予想される結果となっている。規制強化に対する対応策では、「5年経ったら優秀な社員は無期労働契約へ移行する」とした企業が55.4%と5割を超え、一方で、「5年以下で雇止めを行い、無期雇用への転換を抑える」が37.6%に上り、5年以内に雇止めを促すケースの増加が見込まれる状況が浮き彫りとなった。「有期契約社員が行っていた業務をアウトソーシングする」や「短時間正社員を活用するなどの人事制度を整備する」もそれぞれ18.8%と少なく、有期契約労働者

具体的には、「有期契約社員の契約更新に慎重にならざるを得ない」が75.2%と最も多く、次いで「有期契約社員の採用基準を厳格にしなければならぬ」が39.6%と4割に迫った。

●大阪労働局調査 改正労働契約法への対応

申し入れがなされた段階で…

・通算で5年を超えないように運用

→ 約2割

・他社の動向を見ながら検討する

→ 約3割

平成25年1月28日
労働新聞より

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277

